

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第2号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

A3の、令和3年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和3年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和3年度で議決を得た繰越明許費のうち、補助金や交付金の決定時期、事業の工期が翌年に及ぶことなどにより、14事業で総額5億3,661万5,000円を令和4年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げます。款及び項が同様な場合は省略いたします。

2款総務費1項総務管理費、男女共同参画事業22万3,000円、財産管理費616万円、情報化推進事業48万4,000円、自治体クラウド運用事業352万円。

3款民生費1項社会福祉費、介護施設等整備事業4,870万2,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億51万6,000円。

2項児童福祉費、保育所総務費197万9,000円。

8款土木費2項道路橋梁費、町道新設事業1,125万3,000円。

次ページをお願いいたします。

社会資本整備総合交付金事業（通常）8,197万3,000円。

3項河川費準用河川維持管理費2億1,447万7,000円。

9款1項消防費、防災費事業960万円。

10款教育費4項義務教育学校費、総務管理費1,352万円。

15款復興費2項復興推進費、市街地復興事業2,420万8,000円。

12項復興支援費、災害救助費2,000万円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、1点だけ確認させてください。この繰越明許14件の中で、未契約、それから未執行の件数というのは何件ぐらいあるんでしょう。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

未契約案件は7事業において9件の未契約案件があります。

○議長（小松則明君） 案件の、執行していない分の案件の名目をということですね。数は9件でしょう。（「議長、すみません、よろしいでしょうか」の声あり）もう一度どうぞ。

○2番（白澤良一君） この14件の中で未執行、未契約の件数は何件なのかということをお尋ねしたわけです。個別には必要ないです。件数だけで結構です。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

未契約は9件、事業での全体の未執行は2件であります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。何でこういう質問をしたかということ、実は、予算単年度主義という原則で行政は執行されていると思いますので、できるだけ年度内できっちりとした予算単年度主義に基づいて執行されるように要望して終わります。以上です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号を終わります。

○

日程第2 報告第3号 繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第3号繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 報告第3号繰越計算書について御説明申し上げます。

次ページの、令和3年度大槌町下水道事業会計予算繰越計算書を御覧願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額。

明許繰越、資本的支出。

1 款公共下水道事業資本的支出 1 項建設改良費、事業名、沢山地区汚水管路新設工事（迫又第 4 工区）、予算計上額3,872万7,000円、支払い義務発生額1,182万5,000円、翌年度繰越額2,690万2,000円。説明、当町発注の別工事との調整に不測の時間を要したため。

事業名、赤浜地区汚水管路新設工事（惣川第 1 工区）、予算計上額3,443万8,000円、支払い義務発生額1,196万2,000円、翌年度繰越額2,247万6,000円、説明、地権者協議及び地元住民への説明に不測の時間を要したため。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第 3 号を終わります。

○

日程第 3 報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第 3、報告第 4 号事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第 4 号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

A 3 の、令和 3 年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書をお開きください。

令和 3 年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、説明欄記載のとおり避けがたい理由により年度内に事業が完了しなかった 3 事業、総額 1 億153万5,000円を令和 4 年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げます。

3 款民生費 1 項社会福祉費、地域福祉計画策定事業319万円。

9 款 1 項消防費、防災費事業78万円。

15 款復興費 6 項復興土木費、大槌町復興整備事業効果促進9,756万5,000円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第 4 号を終わります。

○

日程第 4 議案第 3 2 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求

めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第32号大槌町固定資産評価委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を集結し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を集結いたします。

これより議案第32号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れなしと認めます。確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○

日程第5 議案第33号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第33号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志人君） 議案第33号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第1条大槌町町税条例の一部改正中、1ページ上段の第19条の3については、法律改正に伴う改正であり、改正後は下線部の法第382条の4に規定する措置を含むことを追加したものです。

法第382条の4の規定とは、DV被害者等の支援措置により、DV被害者等の登記簿上の住所が漏れないよう、証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記

載しなければならないとするものであります。

1 ページ中段から 2 ページ中段までの第34条については、法律改正に合わせて上場株式等の配当等所得及び譲渡所得について、これまで所得税と個人住民税の課税方式はそれぞれ選択できるものとしておりましたが、今回の法律改正により一致することとしたもので、課税方式も総合課税または分離課税の適用を確定申告書の記載によってのみ適用するものとしたものです。

2 ページ下段から 3 ページ上段までの、第35条の 9 については、同じく法律改正に合わせて上場株式等の配当等所得及び譲渡所得について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるものに関わるもので、課税方式の総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告の記載によって行うものです。

3 ページ中段から 4 ページ中段までの第37条の 2 第 1 項については、法律改正に合わせて公的年金受給者の住民税申告義務に係る規定の整備による改正であります。

第 2 項については、省令改正に合わせて、項ずれの反映による改正であります。

4 ページ中段の第37条の 3 については、法律改正に合わせての規定の整備による改正であります。

4 ページ下段から 5 ページ中段まで、第37条の 3 の 2 については、法律改正に伴う改正であり、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に自己と生計を一にする配偶者の氏名を追加し、退職手当等を有することにより、所得税法上は配偶者控除または配偶者特別控除の対象とならないものであっても扶養親族等申告書に配偶者の氏名を記載するよう規定したものであります。

5 ページ中段から 6 ページ上段まで、第37条の 3 の 3 については、法律改正に伴う改正であり、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務者について、特定配偶者及び扶養親族を有するものとしており、退職手当等を有することにより、所得税法上の源泉控除対象者に当たらないものであっても扶養親族等申告書を提出するよう規定し、記載事項に特定配偶者の氏名を追加するものであります。

6 ページ上段の第53条の 7 については、省令改正に合わせて様式の規定の整備による改正であります。

6 ページ中段から10ページ上段までは、附則の改正であります。

附則第 7 条の 3 の 2 については、法律改正に伴う改正であり、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 4 年延長することとされたことに伴い、町民税についても延長見直し

を行うものであります。

6 ページ下段から 7 ページ中段まで、附則第16条の 3 については、法律改正に合わせて申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する改正であります。

7 ページ中段から下段まで、附則第17条の 2 については、法律改正に合わせて引用条項の削除に伴う規定の整備による改正であります。

7 ページ下段から 9 ページ中段まで、附則第18条の 2 の 9 及び附則第18条の 2 の11については、法律改正に合わせて申告方式の選択に係る規定の整備による改正であります。

9 ページ下段から10ページ上段まで、附則第34条については、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しに伴う規定により、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除額の特例が包含されることに伴う規定の整備による改正であります。

10ページ中段から、第 2 条大槌町町税条例令和 3 年大槌町条例第16号の改正であります。

10ページ中段から11ページ上段にかけての第37条 3 の 3 については、法律改正に合わせての扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備の改正であります。

11ページ上段の附則第 2 条は、規定の整備による改正であります。

11ページ中段から12ページ中段にかけての附則については、第 1 条は施行期日、第 2 条は納税証明書に関する経過措置、第 3 条は町民税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を集結いたします。

これより、議案第33号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 6 議案第 3 4 号 令和 4 年度大槌町一般会計補正予算（第 2 号）を定めるこ

とについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第34号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第34号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

13款使用料及び手数料1項使用料、補正額4万2,000円の増は、指定管理から直営管理となった保健福祉会館使用料であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正額7,986万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。

15款県支出金2項県補助金、補正額194万1,000円の増は、保育所等整備県交付金等あります。

16款財産収入2項財産売払収入、補正額85万円の増は、町有林売払い収入であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額4,260万3,000円の増は、財政調整基金繰入金等あります。

20款諸収入4項雑入、補正額330万円の増は、コミュニティ助成事業補助金であります。

21款1項町債、補正額2,500万円の増は、道路橋梁整備事業債であります。

2 ページをお願いします。

歳出、2款総務費1項総務管理費、補正額9万2,000円の増は、大槌町職員懲戒分限審査委員報酬及び指定管理から直営管理となった保健福祉会館管理費の予算組替えであります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額330万円の増は、コミュニティ助成事業補助金、助成先は白澤自治会、安渡町内会の2団体であります。2項児童福祉費、補正額1,661万6,000円の増は、保育等施設整備費補助金及び保育士等処遇改善臨時特例補助金等あります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額1,400万円の増は、町水道使用料金改定計画検討

業務委託に対する水道事業会計補助金であります。

6款農林水産業費1項農業費、補正額53万1,000円の増は、岩手地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金であります。2項林業費、補正額110万9,000円の増は、児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるための体験学習で使用する木工キット購入費等であります。

7款1項商工費、補正額6,710万円の増は、町内飲食店を活用した交流人口増と地域食材のブランド発信事業業務委託料及び地域商品券事業費補助金等であります。

8款土木費2項道路橋梁費、補正額2,500万円の増は、大槌橋橋梁補修工事であります。4項都市計画費、補正額1,750万円の増は、下水道使用料金改定計画検討業務委託に対する下水道事業会計補助金であります。

9款1項消防費、補正額34万6,000円の増は、消防団第4分団、消防屯所整備に係る用地買収予定地の不動産鑑定評価業務委託料であります。

10款教育費2項小学校費、補正額90万円の増は、感染症対策に必要な物品等の購入費であります。3項中学校費、補正額90万円の増は、感染症対策に必要な物品等の購入費であります。4項義務教育学校費、補正額621万円の増は、感染症対策に必要な物品等の購入費及び、大槌学園ネットワーク機器更新工事であります。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため、省略いたします。

道路橋梁整備事業1億5,610万円。1億8,110万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,360万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,149万1,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。

第2表地方債補正。

変更。進行いたします。

6ページ、歳入に入ります。

13款使用料及び手数料1項使用料。進行いたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君）　ここで、今のマスコミ等で流れているいろいろなニュースを見てきたときに、この特別地方創生臨時交付金の5,700万円のお金、これを使って65歳以上の、例えばコロナの治療薬を、治療薬って接種ですけども、それをやると。それをやった後、このお金がどのくらい残りますか。

○議長（小松則明君）　分かります。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君）　お答えいたします。

金崎議員の今の質問は、大槌町に配分されている交付金の残額という理解でよろしいですか。（「その予防接種にかかる費用を5,700万円から取ったらどのぐらいの金額になるか。全額じゃないですよ」の声あり）お答えいたします。金崎議員の御質問は、ワクチン接種のことでしょうか。（「その5,700万円のうちのどのくらいか」の声あり）お答えいたします。今回のこの地方創生臨時交付金については、この予算では大槌町商品券事業の4,500万円と、誘客事業の1,000万円、学校保健対策事業の202万5,000円の内容でありまして、経済対策、感染症対策の交付金であります。

○議長（小松則明君）　金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君）　例えば、そのようになっていると。先日の一般質問でもあったんですけども、私は思うんです。65歳以上の人たちが予防接種すると。ですけども、この交付金によって各県の各市町村で何をやっているかと。そういうのが今話題になっていますよね。例えばイカのモニュメントをつくって人を集めたり、直接関係ないのかなとは思っているけれども、いろいろなマスコミには取り沙汰されている。私はこういうところを見たところで、一般質問にもあったように、何もこういう全て、コロナに関連したものに使っていいということだっけか、このお金は。そうすれば、芳賀議員が質問したように、私は、この大槌町のいろいろな施設があるから、そこに入っている人たちのことを考えれば、例えば学校からそういう医療施設から、そういういろいろな施設に携わる人間にも早めに接種するのにこういうお金を使ったほうがいいんじゃないかと。よくいろいろな仕事の話聞きますけれども、商店街に商品券を出すと何かとかいろいろなのをやっているけれども、これは、本当に全員で使っているわけじゃないから、一部の人間は、確かに毎回買って使っているようですけども、そういうのを使っていない人もいます。それから見れば、安心安全な町をつくるためには、そういうものにだけ使わないで、一番そういう、施設とかそういうものがあって、学校とか先生とか、そういう人たちにこの臨時交付金を使っても何ら不足もないと思いますけれども、その辺につ

いてはどう考えておりますか。

○議長（小松則明君） 使い方の趣旨ですね。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

金崎議員のお気持ちも十分に分かるんですが、ワクチンの管理そのものが現状としましては国のほうが行っているということで、接種の対象者につきましては、国のほうから対象が示されるものでございまして、現状としては、市町村でこの人というふうな形で割り当てることは現状できません。ですので、昨日答えさせていただいたんですが、それらを改正していただくために、県を通じて国のほうにもそれを訴えていきたいと、このように考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） それを聞いているから、うん、そうかなとは思いますが、やはりこういうことこそ、本当は早くからやらなきゃいけなかったのさ。一番大事なのがそこなんだから。だって、子供たちも大事だ、高齢者も大事だと、そうなった場合、そういう施設とか学校とか、そういうところを中心にやっていかなければいけないと思うんですよ。そうすれば、よその町でいろいろなことをやっているけれども、我が町のほうは、みんなの安心安全ということで、そういう医療関係のほうは進んでいくんだと、そういうので、やっぱり何も県とかそういうのをいちいち待っていないで、直接こういうのは、私は労働省に訴えるべきだと思いますけれども、その辺については、町長さん、ぜひひとつ。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 過日も一般質問を受けまして、すぐ担当課と話をしました。やはり、医療従事者含めて福祉関係者含めて、早期に打つ必要があるんじゃないかと。言われたとおり、町でできないだろうかと話をして、今、課長が話したとおり、国の管理だということを言われまして、この後、県要望含めて、強く要望していきたいと思います。県においても、やはりいろいろな現場の事情を聞きながらということの話ありますので、近いうちに、県との調整、知事と会うこともありますので、その辺は強く訴えていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

15款県支出金 2項県補助金。進行いたします。

16款財産収入 2項財産売払い収入。

7ページに移ります。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。

歳入の質疑を終わります。

8ページに移ります。

歳出。

2款総務費1項総務管理費。進行いたします。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、ここに、報酬、大槌町職員分限審査委員会報酬として5万円計上されていますが、これは、職員の懲戒分限審査委員会の規則を改正したことによって外部の方を委員に加えるために報酬を支給したと、そのように理解しています。この中で外部に何人、そして、どういう方を想定しておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） ただいまの質問にお答えいたします。

職員懲戒分限審査委員会のほうの、まず構成員でございますけれども、構成員につきましては、副町長、教育長、それから総務課長が通常のメンバーとなります。それで、今後のこともありますので、条例制定を行いまして、外部のほうから委員を1名入れられるというようなことしております。外部の委員は1名想定しておりまして、弁護士1名を想定しているというところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。委員1名、弁護士さんを想定しているということですが、それで、この委員会は規則で設置しているわけですが、昨年度の回数と、それからこの5万円というのは、今年度どのぐらいの予定回数、開催予定なのか、その辺、現段階で結構ですのでよろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 昨年度の懲戒分限審査委員会のほうは、10回開催しております。今回の予算の5万円は、昨年度の10回分に倣った形で、1回当たり、1日当たり5,000円の10回で5万円とさせていただいております。今年度の、これからの状況につきましては、これから第三者委員会と条例の未交付の関係と、あとは消防計画の未

作成の関係の第三者委員会等開催する予定になっておりますので、そちらのほうの第三者委員会の成り行き次第でこの懲戒分限審査委員会のほうが開催されるというように捉えているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。実は、やっぱり私、願わくは、職員が職務に誠実に励んで、このような委員会を開催しなくてもいいような役場になってほしいと、そのように願って質問したわけです。課長さん、これに対してコメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 私ども事務職のほうは、やはり法令にのっとって非違行為のないように事務等進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） コミュニティ助成事業補助金のところで伺いたいと思います。

この補助金、いわゆる宝くじ助成金でいいと思うんですが、2点ほど確認させてください。この事業は、令和3年度分の募集で間違いのないのかという点と、もう1点が、この330万円、先ほどの説明でありますと、安渡町内会と白澤町内会さんの申請分ということで、これは、何の事業、物品購入とかそういう部分だと思うんですが、この辺を2点お伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

まず1点目、これは、令和3年度申請に基づく今年度の執行かということでございますが、お話のとおり、昨年10月に申請されて、それについて交付決定を受けて、今回その2つの団体が交付決定になりましたものですから、その額について計上しているということでございます。

2点目、この内訳でございますが、両団体とも物品、主に物品です、1つの団体は郷土芸能関係の自治会で行う郷土芸能の衣装代で、もう一つの団体におかれましては、掲示板であるとか地域コミュニティー活動で使う備品の購入という内訳になってございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。一つ疑問に思うのが、この補助金はコミュニティー関連ということには間違いないと思うんですけども、どうやってこの事業というのを周知しているのか。例えば、町のホームページには記載してあって、ただ、ホームページ見て申請してくださいというのは少々荒っぽいと思うんです。町内2地域団体というのは、私も全部把握しているわけじゃないんですけども、結構な数あると思うんです。その全ての地域団体が、こういったコミュニティー事業というのを把握できているのかといたら、私は決してそうじゃないと思うんです。そういう意味で、公平にこういった補助金を活用してもらうためには、やはり周知方法というのを考えていかなければならない部分もあると思うんですけども、これに関していかがお考えですか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

確かに、ホームページ等でも周知をさせていただいてございますが、当然それだけではなく、申請前に各自治会、町内会長様宛に文書でこういうのがございますということで御案内はさせていただいてございました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 言っている意味が、自治会とか町内会だけの、これは補助じゃないわけです。地域団体というのは、いろいろなコミュニティーに関連する地域団体があるわけです。例えば、私も関係している郷土芸能であったり、そういう民間の任意のコミュニティーの団体というのはあるわけです。ただ、そういうところを、協働地域づくりのほうでピックアップして、代表者の方のところメールでもいいです、あとは文書でもいいと思うんですけども、そういうのを配付して、広く知ってもらって活用していただくというのは、本当の意味での活用方法じゃないかというふうに思うんですけども、御意見あれば。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

いわゆる、この助成金の実施対象団体についてということになると思うんですけども、実は、令和2年度当たりについても、どういう団体が対象なのかということで、こちらのほうでも今お話があったような団体というところで、県の担当課を通して、あるいは、一番の審査元でございます自治総合センターにもメール等で確認させていただいている経緯がございます。その中では、そもそもなのですが、自治総合センターのほう

で定めている実施要領、留意事項というところでは、自治会、町内会ということで明記されてございまして、特定の目的を持った団体は除外するという明文がございました。それについて、改めて今お話ししたとおり、令和2年に確認したところ、そのとおりであるということで、自治会、町内会が、この交付団体対象ですということで確認はさせていただいてございましたので、そういう経緯もあって、令和3年の御案内については、自治会・町内会長様宛の通知をさせていただいたという経緯がございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） 私も同じところでお伺いします。

その自治会、町内会で、枠が300万円程度で毎年同じぐらいの額、自治会、町内会がいろいろな事業をしていながら申請しているんだけど、なかなかその本元のほうが予算立ち上がっていかないとか、今回は臼澤と安渡地区が認められたとか、どこがどうだということでないんですが、平均的に、町内にある自治会、町内会に御案内をして、持ち回りというわけじゃないんだけど、やっぱり、必要なものは必要だという認識で、手を挙げたから採択ではなくて、やっぱりバランスを取って公平に、例えば、私の自治会なんて、もう10年以上前です。でも、手は挙げているように聞いてはいますけれども、なかなか採択になっていないとか、そういう公平性を持って、順繰りというのも変なんですけれども、やっぱりバランスよく考えているのかどうかについてお伺いします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

まずは、広く御案内はさせていただいております。その手続等についても、こちらのほうで支援をさせていただいてございますが、それをもって申請があった団体さんについて全てこちらのほうで上げさせていただいておりますが、最終的にそれを審査するのが、自治総合センターというところで、出された書面、団体さんの事業内容であるとかを見た上での結果ですので、私どものほうでバランスを取ってということでの工程はちょっと入らないので、その辺は周知に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） ちょっと認識違いでした。例えば、町内で、来年度分で10件やったときに、役場内である程度審査をして、その中から上げてやっているんだと思っていました。丸々10件上げてやっているんですね。その中で本部のほうで、こことここ、と

いうふうになっているというようなことですね。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） そのとおりでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君

○13番（芳賀 潤君） 文書の起こし方であるだとか、目的のつけ方であるだとか、内容だとか、変な話、比較的通りやすいようなつくりというのは十二分に把握しているわけですね。そうしたときに、やはり各自治会、町内会の事務局さんで、文章力だとか表現力だとか、起案の仕方に差があった場合には、それは協働のほうで手助けしてあげて、こういうふうにしたほうが通りがいいんじゃないですかとかというものも兼ね備えて、私が言うのは、満遍なくいろいろなところに、せっかくの宝くじの助成金ですから、配分したほうがよろしいかなと思って言いましたので、今後そのことについてもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松則明君） 4款、失礼いたしました、2項児童福祉費。進行いたします。

4款……、佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 児童福祉費の一番上の、放課後児童支援員等処遇改善臨時特別補助金についてちょっとお伺ひしたいと思います。

この27万1,000円の内容なんですけれども、予算の内容、新たな事業を起こすためのものなのか、それとも既存の予算での不足分の額なのかというところを、まず確認したいと思います。どういう内容なのかというのを確認させてください。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

この放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金につきましては、昨年の12月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策の一つといたしまして、保育士さんでありますとか、あとは学童に勤めている方に対して、一律、その収入を3%引き上げるということで9,000円相当を月額支給するものでございまして、ここの部分に関しましては、学童に勤める方であります。ちなみに、4目にあります児童措置費のほうにおきましては保育士さんのほうに対応するというものでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 就業されている方へのコロナ対応の補助ということなんですけれども、その就業のための補助はよろしいんですが、その就業されている方が就業する

に当たって、当然通勤するわけですがけれども、多分夜遅い時間に帰ったりとか、あるいは学童なんで、もしかしたらその子供たちも対象になっているのかもしれませんがけれども、冬場だけじゃない、今の時期でも暗い時間に帰るときに、今大槌町内で騒がれている熊が出てきて危ないんじゃないかというような話も出ていますけれども、こういった人たちのこと、こういった方も考慮しながら、子供も含めて就業されている人たちも含めて、そういった安全対策というのは何か考慮されていますか。

○議長（小松則明君） むずかしいな、これ。（「すみません。じゃあ、質問変えます」の声あり）

○3番（佐々木慶一君） 質問変えます。そういう人たちも、その人たちだけに限らないと思いますけれども、今熊騒動で騒がれているところもありますので、町としても何らかの対応を、こういう人たちのためにも考えていくべきじゃないかなと思いますけれども。特に今問題になっているのは、吉里吉里だと人身被害も既に出ていると。頻繁に報道されている大槌学園近くでも頻繁に出ていると、こういったところも対象になるかもしれませんがけれども、そこの措置は早くすべきだというふうに思うんですが、どんなものでしょうか。

○議長（小松則明君） 慶一議員、この処遇改善の特例補助金とは別に、これはこれに当てはまらないけれども、別な部分でもつくってはいかがですかということの前向きなことに対しては、（「そうです」の声あり）どうでしょうかということ、本来であればできないんですけれども、前向きな答え、はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。児童福祉サービスをされている方、受けている保護者さんに関して、やはり今言ったとおり、野生獣の被害防止ということで、できるだけ、例えば、送迎を施設の前までつけていいというふうな形にして、できるだけ歩く距離を短くして安全確保対策というのを講じていただいているところも、実は学童の中ではございました。ただ、一方で、保育園、幼稚園、認定こども園等につきましては、それぞれの園のほうの対応をお願いしてきたところであるんですが、昨日来の吉里吉里地区の熊の出没等で、地域で自助努力の中で取り組んでいるということのお話も聞きましたので、今後、そういった状況を聞きながら、必要な対策品等供給できるような形をこれから考えていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。住民側でそういった対応を取れるところは取っ

ているんだと思います。行政としても、やはり、特に一番心配なのは、沢山地区、学園の近くで頻繁に見かけていると。これは、大槌町内、やっぱり山に囲まれていますので、あちこちで熊が出るのは、それはしょうがないんですけども、これほど頻繁に出ているところに対して、町としても早急に手を打つべきじゃないかと思えますけれども、その辺、町の方針としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 今の質問に対することなんですけれども、これは歳出の質疑でありますし、その議題にある分の、金額についての審査でございます。前向きな部分に対しては、議会が終わった後、当局に議員としての立場でよろしく願いいたします。今後の質問に対しても、前向きな質問、それから方向性もいいと思うんですけども、議題に沿ってやることをお願いいたします。

進行いたします。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 今のところで質問いたしますけれども、放課後児童の支援員さんというのは、子供たちを預かっているということで、その方たちの、例えば子供たちがコロナに、学園でかかった子供たちの学区、学年も見なきゃならないわけなので、そこら辺のコロナ対策というのはどういうふうになっていますか。

○議長（小松則明君） 澤山議員、もう少し詳しく、私も把握できなかったもので、もうちょっと詳しくお願いいたします。1回目といたします。

○5番（澤山美恵子君） 子供たちを見ているということで、やっぱり、学園で例えばコロナが出た場合、その学年の、学年で誰か1人コロナが出ました、そのときにも、その中、その生徒たちも来るわけですよね、コロナになっていない生徒たちも見ているわけですよね。それに対しての、支援員さんも学園にコロナが出たとなれば、すごく心配だと思うんです、見ている以上。だから、そこら辺の対策としては、どのような対策を取っているかという質問です。

○議長（小松則明君） 分かりますか。コロナ関係で臨時の部分のお金が増えたという部分に対して……。はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

恐らく、澤山議員のお話の中では、子供預かりをするスタッフの話の部分と、あとは実際そのサービスを利用するお子さんの部分の立場での状況だと思います。

スタッフのほうにつきましては、入社、施設に来られる前の段階で自分の健康管理としては検温する、あとは、常日頃の手指消毒とマスク着用、あと事業展開中においても

同様に、やはり健康確認は常にさせていただいているというところで、施設内での感染拡大の抑制、防止に努めていただいていることと思います。

また、お子さんにつきましては、仮に陽性者が出た場合に、その御家族に関しては、接触者、あるいは濃厚接触というような判定を保健所で行いまして、自宅での健康観察という扱いになります。そういった場合には、御家族の中で、例えばこども園であるとか未就学施設でありますとか、学校に通うお子さんに関しては自宅ということでの確認ということになりますので、利用ができない形になります。ですので、例えば、一つの、ある一定の学年で発生した場合、例えばそれがクラスター等の認定で、感染している、いないにかかわらず、登校の自粛というふうになった場合には、その御家族に関しても同様にサービスの利用は自粛していただいて、ほかへの感染の拡大を防ぐような形の取組はしております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

4 款衛生費 1 項保険衛生費。進行いたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費。進行いたします。

2 項林業費。東梅康悦君。

○9 番（東梅康悦君） 森林環境譲与税を使った中で、この頃事業を展開していかなければなりません。そこで、今回機械器具費ということで45万円ほど計上されていますが、今後、この事業は結構やっていかなければならないとき、町として、森林事業を展開する上で、どのような機械、器具が今後必要になってくるのかというところがあるのであればお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回の機械器具費に関しましては、実は、森林システム用のパソコンでございます。というのは、今、森林の調査、私有林の調査を年度的に、段階的に進めてございますが、その地図のシステムと所有者をマッチングするために行っております。今後想定されるような備品と申しましても、あくまでも町は、どちらかと申しますと事業を発注する側のほうですので、大きいような木材を生成するような機械ではございません。ただ、今後におきましても、町の森林組合等と連携しながら、実は、歳入のほうに森林の売払い収入ございまして、こちらのほうは、町有林の段階的な間伐を行ってございまして、85万円ほど町有林を伐採して、それをティッシュペーパーのほうに加工するために売り

払うというようなことで、町有林、私有林含めまして、町内の森林につきましては、適正な管理と、それから今後の計画的な運用を図ってまいりたいというふうを考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。特に、大きな買い物は必要ないという、今課長のお話だったんですが、昨日も有害駆除の関係って、鹿とか、そういう熊とかという話が出ました。産業振興課の職員さんがよく回している公用車を見ますと、黄色いジープタイプのやつに乗って、あれはジビエが主なのか、例えばですよ、それは同じ課ですので、山にも使うと思うんですが、今後鹿が増えてくると、また、今後山仕事も手掛けなければいけないというときに、どうしても1台の車で果たして対応できるのかというところが、私思うんです。ですので、できれば、山ですから、何も乗用車タイプじゃなくいいと思うんです。軽自動車の、軽トラックの四輪駆動、例えば、それを1台用意して山専門に使うとか、あるいは鹿が死んでいるときはそれに積んでくるとか、そういうものも、今後この森林の事業展開する上で必要なんじゃないかと考えますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 大変ありがとうございます。今回の、黄緑に目立つ車なんですけれども、あれは林業費のほうで購入したものでございまして、おっしゃるとおり、林道を走っていくための、細い林道でございますので、そういったタイプでの、四輪駆動車を購入した経緯がございます。今後につきましても、公用車の、もちろん更新の時期を考えつつ、車両整備、それから事業展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今公用車という位置づけになるわけですね。どの課が使おうと。ですので、やはり、確かに乗用車タイプもいいんですが、確かに軽自動車のバンタイプであろうと、トラックタイプであろうとありますが、やはりそこら辺は財政課のほうでも考えているんでしょうけれども、やっぱり機能的に使えるのが、そういう軽タイプも結構使えると思うんで、まず全体を見た中で、今山のことを言いましたが、まず、そういうところを含めた中で今後の更新時には考えていただきたいと思います。何かあるのであれば。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) お答えいたします。

車両の管理ということですが、震災後にはかなりの台数が、寄附なり何なりでありました。今後の車両管理については、なるべく少なめにとというのは考えつつありますが、やっぱり、そういう用途に特化したものが必要であれば、そういうものは積極的に公用車として導入していくということは検討してまいります。

○議長(小松則明君) 金崎悟朗君

○11番(金崎悟朗君) 同じようなことを聞くんだけど、課長さん、山の木を切って売払い収入あった、このくらいの金は使った、車は、あの車はその車なのは知っていますけれども、私が言っているのは、面倒なことは後さ後さ残しているように考えるんですよ。町有林については伐期時期が来ても出せない。前にも私は言っているんですけども、こういうことに使っていくのであれば、やっぱり町有林に行く道路が壊れているんなら、やっぱり機械力を使って道路を直すとか、やっぱり専門に森林官を備えたんなら、もう一人ぐらいつけて、車両を運転する人をつけて、そういう機械を導入して、全て管理していくんだと。将来を見越した取組をしていただきたいんですけども、課長さん、その辺についてどうでしょうか。

○議長(小松則明君) 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。ただ、ちょっと申しますと、森林環境譲与税は私有林、町有林、公有林ではなくて、私有林のほうへの使途が限定されているというところもございます。ですので、町有林はもちろん今回の歳入であるとおおり、伐期を迎えた部分を計画しながら展開してまいりたいというふうに考えています。もちろん、先ほど申しましたとおおり、私有林はじめ、それから町有林はじめ、これは町だけの問題ではなくて、環境問題としても捉えつつ展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(小松則明君) 金崎悟朗君

○11番(金崎悟朗君) ありがたい答弁で、実は、やっぱり、大槌町の地図を見ても、どうしても山林が多い。国有林から私有林からとあれば、町有林に行くまでは私有林を通っていくんですよ。ところが、いかにああいう車を、動きの可動性のあるのを与えても、走ることができないんです。また、山林地主は、町有林で木を切って出してればいいかなという声もある。ということは、要は道路がないから出せないという人もいるのさ。だから、やっぱり町有林としてあるのを利用していかなければならないから、やっぱり

その辺についても、もう少し、せっかくの森林官まで集めたんだから、もう一人ぐらい採用して、専門に一人ついて上がったり下がったりできるような、行動のできるような人間を採用して、やっぱり大槌町の森林を捉えていていただきたいと、そう思いますので、今後ともよろしくお願いします。（「進行」の声あり）

○議長（小松則明君） 進行いたします。項目に沿ってお願いいたします。

7款商工費1項商工費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 商工費全般で伺いたいと思います。

地域経済の回復であるとか、地元消費の拡大目的で地域商品券であるとか、誘客向上業務、それから飲食店を活用した発信業務ですか、コロナ禍で何度か似たような事業をこれまでも地方創生臨時交付金で実施してきたわけでございますけれども、この事業についてのこれまでの効果というのはしっかりと検証されているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） こちらにつきましては、総合計画の中でちゃんと評価して、それは自己評価でございますが、評価してございます。今後につきましても、町内の方々、関係者の方々と御意見を伺いながら事業の組み立てを行いつつ、町内の経済活性化と盛り上げを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 本来であれば、例えば地域商品券などの換金率を数値で示すとか、またはその商品券の総額は幾らだったとか、そういったものを可視化するというのは、私は必要だと思うんです。これは効果があるというのは言うまでもないですけども、そうやって数値で見て効果を実感できるというメリットというのは、私はあると思うんです。実際、これは他の自治体でもいろいろ、そういった可視化という部分において実施している自治体などもあるんです。その辺についてどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） すみません、ちょっと全般でしたので、クローズした、スポットを当てた段階では、昨年におきましては、今回は4,000万円ほどございまして、昨年は3,750万円の原資を充てて1万5,000セット発行いたしました。総額では1億8,750万円が町内の中でお金が動くという仕組みでございました。昨年におきましては、これはちょっと面白い結果なんですけど、実は、大型店で7,500万円ほど使用されてございまして、実は町内の小売店のほうが1億1,000万円ほど使用されてござい

す。本来、券は7,500円分がどこでも使える、大型店でも使える、5,000円分が町内の小売店でしか使えないというタイプだったんですが、これは以前だと全部、1万2,500円がどこでも使えるというタイプだったときは8割強大型店でしか使われていなかったものが、実は町内の小売店のほうで大きく活用されているような結果が出ております。町内の小売店の16店舗におきまして、100万円以上の売上げを出している実績がございます。

特に、昨今の原油価格の上昇もございます。町内の4店舗のガソリンスタンドのうち3店舗が使用できます。この使用に関しましては、残る1店舗もちょっと交渉したいなと、今回については思っております。この3店舗に関しましても、実は、ある程度、ある程度というのは100万円以上の利用実績がございます。ですので、町民の方々にも、今回の原油価格、町のほうでトリガー条項で下げるということが厳しいものですから、この商品券や、今ペイペイも行ってございますが、ペイペイを活用した給油等を促すような広告も宣伝や周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 詳しくありがとうございます。今課長が詳しく詳細を熱弁されて、これ、今テレビを見ている町内の方々もそういうことかというふうに分かったと思うんです。ただ、これはここでだけお話ししても、それは町民の皆さんに伝わらないので、その辺は考えていただきたいなと。もちろん、飲食店であるとか、小売店をはじめとする事業者に向けての消費喚起という目的はあるにせよ、やはり、地域商品券を買い求める町民の方々もお得に使えるというほかに、町内の事業者をみんなで応援するんだと、そういった意識を促すことにもつながっていくと思うんです。ぜひ、これは町内の皆さんに広報紙を通じてでも発信すべきと。数値をしっかり示して、見える化に努めていただきたいというふうに思います。

それと、これについて御意見伺いたいけれども、もう1点、再三申し上げていますがけれども、やはり、次の補正のときは、この物価上昇、それから原油高騰で苦しんでおられる地元の中小企業、それから1次産業の方々への支援をぜひお願いしたい。この2点、最後に御意見伺います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。周知に関しましては、もちろん、これは広く町民の皆様に周知を図ってまいりたい、効果と、それからどうい

ふうに使えばお得ですよという部分も含めまして、周知したいと思います。

それから、2点目の、今後の対応でございますが、町といたしましても、農協、漁協、それから商工会の皆様と現在お話を進めていることもございます。国の動向等も見つつ、町内のあらゆる業種の皆様と経済を盛り上げていきながら、そして経済対策と事業者支援を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘にありましたとおり、可視化できるような状況にしたいと思います。単に経済対策だけではなくて、様々な形で地方創生をコロナ対策ということで上げておりますので、これまでの取組をしっかりと可視化できるように、それで、やはり広報の中にも出るようにしたいと思います。

また、補正予算ということになりますので、産業だけではなく、全般の生活含めてどういう形で今の物価高に対するかという総合的な視点でしっかりと補正を組んでいきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、私は、誘客向上事業業務委託料1,000万円、この事業業務概要ってどういうことなのかお示しいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

こちらにつきましては、町内のショッピングセンターであるマスト、ますと乃湯や、ますと乃湯の店内や駐車場を活用いたしまして、イベント等を実施しながら町内外からの誘客を図りつつ、イベント会場内に町内事業者が参画して、そこで販売の機会を創出するというイベント的なことでございます。これは、あくまでも、マストやますと乃湯のためにやる事業ではなくて、町内事業者を巻き込んだ販売の機会の創出ということでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。実は、何でこういう質問をしたかという、吉里吉里海岸から赤浜方面につなぐシーニックライン、町道筋山線、ここについてはみちのく潮風トレイルとか、三陸ジオパークでも、本当に紹介されて、大槌町の観光スポットとして本当に注目浴びているんですけども、しかし、その一角にあるみはらしの丘とか、そういうところには2メートルを越すような樹木が生い茂って、残念な

から眼下に広がる海の景色とか対岸の半島なんかの景色を楽しむことができない状況です。先日三陸海岸の管理担当する環境省の自然保護管理事務所に行って、実はこの話をしたんですが、管理官の話によると、地元の自治体から要望があれば伐採が可能ということになりました。ですから、例えば、このような事業予算の中で、可能であれば対応して、町に集まった人たちがどこかの観光スポットで、こういうところもありますよとPRできるんじゃないかと思っているんですが、これに対しての御意見をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

これは一般質問でもお答えしましたとおりですが、町有林の部分、筋山展望台ですが、筋山展望台は町有林、それから崎山展望台は私有林ということで、実は、私も、すみません、数年ぶりに行ってきました。確かに議員がおっしゃるとおり、ちょっと見晴らしが悪いなどは思っています。実は、今年観光ビジョンの、議員が一般質問で御質問されたとおおり、改定の時期でございます、議員がおっしゃるとおり、景観も一つの取組の中に入っております。改定の中で、少し委員の皆様と協議をしたいという部分もございます。町長の答弁でお答えしましたとおおり、私有林とか保安林の規制もございましたので、その辺も含めまして、今年の計画改定に合わせつつ、どのような景観の位置づけと、どのような景観方策を誘導しながら誘客を図るかということを議論してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 答弁ありがとうございます。ちょっと私も、この大槌観光ビジョンを見ながら質問しているんですが、この観光ビジョンには、大槌の魅力は美しい海と景観と書いてあるんです。ですから、訪れる方に海の景観を眺めて、大槌に来た心地よさを感じていただけるような、そういうイメージをもっていたきたい。そして、また大槌に訪れたいと、そういう気持ちを感じていただけるように努力をすべきと思います。これに対しては課長さんが一所懸命頑張っていますので、ぜひ観光ビジョンの改定に合わせて、そういうことについても盛り込んでいただければ幸いです。

以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8款土木費2項土木橋梁費。進行いたします。

10ページ、4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

歳出の質疑を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第34号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れ……（「なし」の声あり）、はい、なしと決定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時16分

○

再 開

午前11時25分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第7 議案第35号 令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第35号 令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第35号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

第2条令和4年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業費用、補正予定額1,400万円の増、計3億1,467万2,000円。第2項営業外収益、補正予定額1,400万円の増は、大槌町水道料金改定計画検討業務委託料に係る一般会計からの補助金の増額であります。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額1,400万円の増、計3億3,726万1,000円。第1項営業費用、補正予定額1,400万円の増は、大槌町水道料金改定計画検討業務委託料であります。

第3条予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億854万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金5,936万4,000円及び過年度内部留保資金4,917万8,000円で補填するものとするに改める。

第4条予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額1,651万3,000円を、3,051万3,000円に改める。

第5条予算第10条の次に、次の1条を加える。第11条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、大槌町水道料金改定計画検討業務委託。期間、令和4年度から令和5年度。限度額、1,400万円。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。失礼いたしました、1ページでございます。

第5条債務負担行為。進行いたします。

3ページをお開きください。

令和4年度大槌町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、3ページ、4ページ、全部でございます。進行いたします。

5ページに入ります。

令和4年度大槌町水道事業会計予定損益計算書、5ページ、6ページ。

令和4年度大槌町水道事業予定貸借対照表。進行いたします。

8ページ、負債の部。9ページ上段まで。進行いたします。

資本の部。進行いたします。

10ページ、収益的収入および支出。

収入。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益。進行いたします。

支出に入ります。

1 款水道事業費用 1 項営業費用。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第35号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

なしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第36号 令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第8議案第36号 令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第36号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条令和4年度大槌町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、補正予定額1,750万円の増、計7億5,175万5,000円。第

2項営業外収益、補正予定額1,750万円の増は、大槌町下水道使用料改定計画検討業務委託料に係る一般会計からの補助金の増額であります。

支出。

第1款公共下水道事業費用、補正予定額1,750万円の増、計7億5,695万5,000円。第1項営業費用、補正予定額1,750万円の増は、大槌町下水道使用料改定計画検討業務委託料であります。

第3条予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり追加する。事項、大槌町下水道使用料改定計画検討業務委託。期間、令和4年度から令和5年度。限度額、1,750万円。

第4条予算第10条に定めた、一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額6,381万9,000円を、8,131万9,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

1ページ、第3条、債務負担行為。進行いたします。

3ページへ移ります。

令和4年度大槌町下水道事業予定キャッシュフロー計算書。3ページ、4ページ。進行いたします。

5ページに入ります。

令和4年度大槌町下水道事業予定損益計算書。進行いたします。

7ページ、令和4年度大槌町下水道事業予定貸借対照表。

資産の部。進行いたします。

8ページ、負債の部。9ページ上段まで。

資本の部。

11ページに移ります。

令和4年度大槌町、収益的収入及び支出。

収入。

1款公共下水道事業収益2項営業外収益。進行いたします。

支出。

1款公共下水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第36号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第9 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第37号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和4年6月大槌町議会定例会における追加議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第37号工事請負契約の締結については、大槌町内道路照明灯取替（LED化）工事に係る契約であり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 議案第37号工事請負契約の締結について、内容を御説明申し上げます。

- 1、契約の目的。大槌町内道路照明灯取替（LED化）工事。
- 2、工事の方法。一般競争入札。
- 3、契約の金額。6,454万5,800円。
- 4、契約の相手方。岩手県宮古市小山田4丁目1番30号、小山田電業株式会社、代表取締役、小野寺孝司です。

次のページをお開きください。

仮契約締結年月日は、令和4年6月7日です。

工事概要を申し上げます。

工事場所は、大槌町地内一円です。

工事期間は、本契約日から令和5年3月11日まで、275日間です。

実施理由は、町が管理する道路照明や防犯灯を含む街路灯で、蛍光灯など水銀を使用している照明器具を撤去し、LEDの照明器具に取替え、夜間時における走行等の安全性の確保を図ろうとするものです。

施工概要を申し上げます。

道路照明、防犯灯含む街路灯の既設照明撤去334台、LED照明設置296台。公園照明の既設照明の撤去16基、LED照明施設設置15基、その他撤去器具等の処分です。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 道路照明の部分で伺いたいと思います。

この既設照明をLED照明に交換することで、電気料、それから修繕費と、かなりのコスト削減というのが見込まれると思うんですけども、また、今回設置数が38台減になるということなんですけれども、当然、その分のコストの削減というのも見込まれると思うんです。それで、先日地域整備課長に、数字の部分で、実際どれくらいの削減を見込めるんだというお話をしておりますけれども、これどうでしょう、御提示願えますか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 御質問にお答えいたします。

光熱費のほうにつきましては、平成28年は約378万円。それに対して令和2年度につきましては、509万円ほど、年々上昇傾向であります。これも、社会情勢等の状況で電気料金が上がっている傾向ではあります。その中で、昨年検討したときには、基本料金を元に算出したところ、おおむね3割程度減少できるのではないかというふうに見込んでいたところなんです。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 3割程度ということで、思ったより、やはりコスト削減になるのだなというふうに思っておりますけれども。このコスト削減した分において、これまで町民から要望の出ている新たな街路灯、防犯灯の整備のお考えというのは、その分転嫁するという分においてどういったお考えなのかというのが1点、お伺いいたします。

それと、昨日の街路灯に関する芳賀議員の一般質問の町長の答弁の中で、国道、県道であっても通学路の場合は積極的に設置に向けて動いていくんだ旨の発言がございました。LED化、それから撤去工事の事業費が約6,500万円かかるとしても、やはり長いスパンで見ると、必ずこれはペイできるわけですよ。そういう部分から、そこも加味した上で、今後そういった通学路も含めた町民からの要望も含めた、街路灯、防犯灯の整備のお考えというのはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 御質問にお答えいたします。

まず、今回の工事で水銀灯等を使われているところを交換して、設置後に再度確認いたします。そのときに、撤去する場所については、周辺の灯具を配置換えとか、あと、もともと、今の現状に合っていない照明の方向であったり、そういった灯具が見受けられました。それも、昨年度町内全域点検したときに確認したところですよ。その中で、今後のところですよけれども、今回設置要綱というか、制度を今取りまとめている最中でありまして、その中で、今回の工事の照明の効果をまず確認しながら検討していきたいというふうに考えているところですよ。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。例えば、県道でありますけれども、安渡から赤浜にかけての直線、あそこが通学路として非常に安全面、それから防犯上設置を求めるという声も、大変住民の方からもあったわけですよ。再三担当課と協議は重ねてきましたけれども、今回窓口が一本化したということで、今ちょうどお話をしているところなんだけれども、そういった、前から要望のあった分をしっかりと考えていただきたいというふうに思うんです。それから、最近熊対策に関してのいろいろお話も今議会でも上がりました。やはり、交通安全とか防犯上だけの効果ではなくて、やはり夜間の熊対策に対してもLEDに交換するということは非常に効果が見込まれると私は思っているんです。その辺、何か御意見あれば。

あと、もう一つ、今回、先ほど佐々木議員のほうからもありましたけれども、沢山地内、それから吉里吉里、大変住民の方々が熊の出没に関して心を痛めている、そして心配している。そういう中において、私が思うのは、地域住民に関してもうこれはチラシでもいいから、私はこれ配付するべきと思うんです。住民の方々は、町は一体何をしているんだ、こういう状況の中で、ただそこに関わると、やはり法的な部分でもなかなか

対策が今以上のことはできないんだということがあるわけですね。そういう部分もしっかり町民に対して、私はもう、早い段階で周知すべきと、特にも沢山地区、それから吉里吉里においては、しっかりと、チラシ1枚でもいいんですよ、今こういう町は対策をしていますよ、今後こうですよという周知というのは、私必要だと思います。これに関して御意見。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 御指摘の内容は2つと受け止めております。

1つは、道路照明について、様々な地域から上がっていることについては、認識はしております。特に、震災後道路の形が大幅に変わって行って、それによって住民の方々の家を建てる場所等も変わっているところも含めて、まだまだ細かいところで手当てをしなければいけないという意識はございます。まず、これが1点。

それから、2点目の熊対策についての住民の周知については、現在放送、あるいはLINE等で熊が発生することについては周知をさせていただいておりますが、町がそれに向けてどういうことをしているかということについて周知することは大事かというふうに思いますので、その方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 昨日一般質問した中でちょっと聞きそびれたところというか、今同僚議員も話しましたがけれども、この切り替える296基の選定の中に地域要望があったものを鑑みながら設計したのか、それとも単純に交換というだけなのかについてまず1点確認したいんですけれども。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） お答えいたします。

まず、今回の工事の目的といたしましては、水銀を使っている灯具の交換といった形になります。ですので、既に町内回って契約状況も確認した上で、町が管理しているものを交換するといったものの内容となっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） であれば、ずっと地域の人たちが待ってきて、要望何年もやってもなかなか実現しなかったんだけど、1年待っていれば水銀灯からLEDになるので、ある程度明るくなるであろうという前提があるわけですね。なので、その間に設置要綱なり設置基準をしっかりとしたほうがいいですよ。住民の皆さんももう1年我慢し

てくださいと。来年になってなおさら暗いのであれば、一般質問で言ったとおり、電柱があることが前提ですから、ある程度の電力さんからの電柱の寄贈を、その暗いところに優先にどのようにやっていくのか、地域要望を鑑みながらどのような普及計画をいくのかというところを示したほうがいいんだと思います。いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） ありがとうございます。今回交換するのも含めて、震災後LEDの照明灯具も設置してもう10年経過しているところでもあります。ですので、交換の確認をしながら、ほかの暗いところはないかどうかというように実施してまいりたいというふうに考えております。

それと併せて今年度中に評価というか、設置基準のほうをしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 6月7日に議運にこの件が入ってきて、日にちのことはいいけれども、やはりまた考えたんですけれども、どうしても土木業とか普通の家屋の建築業、あとは電気工事士、いろいろのがあって金額が六千何百万円、それで一般入札でよその町の事業者が取ったと。やはり、これどうしても津波後のハード事業が終わったといっても、やっぱり地元の業者というのを救済する努めもあると思うんです。その辺については、やっぱり繰越明許でないけれども、なるべくなら地元の業者を生かすためには、金額を丸々投げて6,000万円が入札するよりは、例えば半分でやるとか、何かそういう方法があったんじゃないかと思って、私はその辺について、最初からこの六千何百万円の金額ありきでやるつもりでやったのか、でも地元の業者のことを考えて、その辺は一つの考えることがそこに及ばなかったのか、その辺についてお伺いします。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（太田信博君） 入札のところで、まず、入札の基本といたしまして、一般競争入札というものが原則であります。今回の入札参加要件といたしまして、2つ条件を付しているところです。1つ目が、県内に本社または営業所を有すること。もう一つが、令和3年、4年、大槌町入札参加者名簿に電気設備工事の登録があるといった、この2点で条件をしておりまして、今回の入札では、その2つ目の要件の町内の電気設備工事の登録されている業者2社において参加されているところです。

○議長（小松則明君） それ普通でしょう。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 入札条件とか何とかというのは、皆いろいろ聞いて分かっているのさ。それは分かるけれども、それ以外の問題ですよ。副町長、今説明しているようだから、その件について、やっぱりここでこうやってこの話をして、課長たちがそういうところまで話が見えないということは、やっぱり上層部の、町長、副町長、そういう人たちでこういうのがすんなり決まっていくのかなと。町のことを考えている町長だから、絶対まるきり最初からそういう条件に入らない業者は絶対入れないというつもりはないと思いますけれども。その辺について伺いたいですよ。

○議長（小松則明君） いや、これは課長でなく管理者のほうからお願いいたします。今後の考え方とか、そういうものに対して。副町長。

○副町長（北田竹美君） 今回に関しては、一般競争入札した理由だけで言いますと、町内指名した場合には名簿ランクによって1社のみになるということが具体的な指名の内容になっていますけれども、基本的には、今金崎議員が言われるとおおり、町の業者を主体に考えていくということについては、町としては何ら変わるものではございませんが、今回の競争入札は、入札上は名簿ランクによって1社のみというところがございまして、このような形になったということをお理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） それは分かるのさ。この入札に対しては1件しかない。ただ、私が言っているのは、これを大槌町全域にわたって六千何百万円のお金で一般競争入札やりましたよと。だから、私は何もそれを一挙に大槌町内全域を網羅して六千何百万円の事業にしなくても、例えば半分ずつやっても、例えば業者が増えるんじゃないかと。そこで本当の一般競争入札になると思うんですけれども。何も大きな金額で、どこの業者が取ろうとそれは関係ありませんけれども、ただ、やはり同じ何ならその金額を区分けをして出すことによって地元の小企業でも何でも入れるんじゃないかと、その辺を私は言っているんですけれども。町長さん、どうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） しっかりと配慮した形で、これからの部分も含めて、金額がかさばる場合には町内に事業者があれば、そういうことも配慮しながら進める必要があると思います。今回は、1社だということで大きく構えて入札結果が5,000万円を超すという形になりましたけれども、その辺は、やはり地元業者をしっかりとやっていただくという方針はしっかりと進めていきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第37号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 発議案第4号 大槌町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、発議案第4号大槌町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由、内容説明を求めます。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 発議案第4号大槌町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容について説明いたします。

議員定数の改正については、議会活性化特別委員会で調査を行っていましたが、調査が終了し、昨日委員長から調査結果の報告が行われました。

委員会の調査結果を尊重し、大槌町議会の議員定数を現行の13人から12人に改めたいことから、地方自治法第112条及び大槌町町議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

内容については、次ページの新旧対照表を御覧願います。

改正前、大槌町議会の議員の定数は13人とあるものを、改正後12人とするものです。

次に、附則についてです。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大槌町議会の議員の定数を定める条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 発議案第4号の部分の提案書類の件で、賛成者の芳賀 潤君のと

ころが議長になっておりますので、議員と直すようお願いいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を集結したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

これより、発議案第4号大槌町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れがございます。なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

#### 日程第11 議員派遣の件

○議長(小松則明君) 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

○

#### 日程第12 閉会中の継続調査の件

○議長(小松則明君) 日程第12、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

総務教民、産業建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付していました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程については全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年6月大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午後0時01分

上記令和4年6月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員